

横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領

制定 平成 21 年 12 月 1 日
最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）。以下「施行令」という。）第 3 条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）第 1 章第 2 条関係第 1 項第 2 号（以下「運用方針 1-2-1-2」という。）に定められているが、さらに健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における被扶養者の認定の取扱いを参考にして、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）の被扶養者の認定を適正に行うため、次のとおり要領を定める。

第 1 被扶養者の定義及び認定要件

1 被扶養者の定義

被扶養者とは地方公務員等共済組合法第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）で主として組合員の収入により生計を維持されている者とする。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する 3 親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

2 被扶養者の認定要件

- (1) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「主として組合員の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては、施行令第 3 条により一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条第 2 項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び運用方針 1-2-1-2 の一から五に定めるもののほか、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）における被扶養者の認定の取扱いを準用して、次のとおりとする。
- (2) 運用方針 1-2-1-2 四に該当する者は通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので原則として被扶養者の対象としない。ただし、扶養事実と当該組合員が扶養しなければならない事情がある場合、具体的に調査確認して処理するものとする。
- (3) 個人事業者は原則として組合員の被扶養者には認定しない。
- (4) 法人の役員は原則として組合員の被扶養者には認定しない。ただし、常勤役員

でないことを確認できる書類が提出された場合（ただし代表取締役を除く）は、この限りでない。

3 被扶養者の要件となる収入基準

- (1) 運用方針 1-2-1-2 に記載されている所得は控除前の収入のことをいう。
- (2) 認定の際に基準となる収入（以下「基準額」という。）はすべての収入を対象とし、基準額としての年間収入は認定時から将来に向けての恒常的な収入を原則として判定する。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく基本手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金など休業補償の基準額は日額判定をする。

第 2 被扶養者申告及び認定取扱い

1 被扶養者の申告事由

地方公務員等共済組合法施行規程第 94 条に基づき、次に掲げる要件が生じた組合員は、遅滞なく被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

- (1) 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき
- (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき
- (3) 被扶養者の要件を欠くに至ったとき
- (4) 被扶養者の届出事項に変更があったとき

2 被扶養者の申告手続き

前記 1 の事由が生じたときは、横浜市職員共済組合の所轄機関に関する要綱に定める所属所長から組合理事長あてに提出しなければならない。

組合員が虚偽の申告により被扶養者の資格を取得したことが判明したときは、認定した日に遡って被扶養者の資格を取消す。

- (1) 庶務事務システム入力による届出が定められている所属の組合員は、必要書類をそろえたうえで、事実が生じた日以降に庶務事務システムに入力し、必要書類を庶務事務集中センターに送付して審査を受けなければならない。
- (2) 庶務事務システム入力による届出が定められていない所属の組合員は、必要書類をそろえたうえで、事実が生じた日以降に所属所長に届出し審査を受けなければならない。
- (3) 所属所長若しくは所属所長の代理人は、組合員から被扶養者申告書の届出があったときは、内容を審査し受理日を明記のうえ、組合に提出しなければならない。
- (4) 被扶養者の認定は理事長が行うものとし、審査の結果、被扶養者として認定できないときは、その理由を所属所長を経由して組合員に伝えるものとする。

3 認定の取扱い

(1) 離職

離職が理由及び雇用保険受給確認を要する被扶養者認定の申告は、雇用保険に関する確認書とともに次の書類を提出しなければならない。

ア 雇用保険給付日額が基準額以内である場合は、雇用保険受給資格者証の写し

イ 雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票 1・2 の写し

- ウ 雇用保険を受給しない場合は、雇用保険法第4条第3項に規定される労働の意思または能力がないことを公共職業安定所において記載された離職票1・2の写し
- エ 雇用保険を受給しない者で離職票1・2の交付を受けなかった場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- オ 雇用保険受給期間延長の手続きをした場合は、公共職業安定所の発行する受給期間延長通知書の写し
- カ 期間不足の場合は、公共職業安定所で雇用保険法第13条第1項不該当の記載を受けた離職票1・2の写し、または公共職業安定所で出力された「被保険者総合照会」
- キ 雇用保険適用事業所でなかった場合は、その事実が確認できる書類
- ク 雇用保険受給終了の場合は、雇用保険受給資格者証の写し

(2) 共同扶養

夫婦ともに収入があり共同して子供を扶養するときの被扶養者の認定は次のとおりとする。

- ア 夫婦とも当組合員である場合または配偶者が当組合以外に加入している場合で、当該組合員に扶養手当の支給が行われているときは、当該組合員の被扶養者とする。
- イ 配偶者が当組合以外に加入している場合で、当該被扶養者について扶養手当またはこれに相当する手当を受けているときは認定しない。
- ウ 当組合以外に加入している配偶者をもつ組合員が、扶養手当の対象とならない年齢の者を被扶養者として申告する場合、組合員の年間収入が配偶者の同収入より多いときまたは同程度であるときは、被扶養者として申告できるものとする。同程度とは、組合員と配偶者との年間収入の差額が、配偶者の年間収入に対し1割以内である場合として取扱うものとする。

(3) 父母の認定

組合員の父母を被扶養者として申告する場合は、被扶養者の収入が認定基準額内であり、かつ夫婦相互扶養義務の観点から父母の収入の合計が別表1に規定される収入の合計が基準額内でなければならない。

さらに扶養事実の有無、生計の実態と継続性、社会通念等を総合的に勘案して判定する。

なお、組合員の祖父母等、認定対象の親族が夫婦の場合においても同様とする。

(4) 別居扶養

同居として認定されていた被扶養者が組合員と別居するに至った場合は、別居での被扶養者として申告しなければならない。届出した事実を提示できる送金証明を添付し3か月後に送金実績確認書を提出しなければならない。組合員が被扶養者の要件を具備している者について新たに申告するときも同様の取扱いとする。

ただし、運用方針1・2-1-2の四に規定される学生については、別居の届出をす

ることで同居時から引き続き別居での被扶養者として認定する。施設入所の場合においても同様に取扱うものとする。

組合員からの送金額並びに申告内容が、社会通念上妥当性を欠く、実態とかけはなれたものと組合が判断したときは、収入基準等を具備していても被扶養者として認定しない。

また、要件を具備していないことが判明した場合や送金実績確認書の提出がなされないときは、別居するに至った日に遡って被扶養者の資格を取消しする。

(5) 個人事業者

本要領第1被扶養者の定義及び認定要件2(3)に定めるとおり、独立して事業を営む者が経営不振と収入過少を理由として、組合員の被扶養者として認定を受けることは原則として認めない。ただし、収入のある国民年金第3号被保険者との公平性を期するために、次のとおり取扱うものとする。

ア 売上高180万円以下であること及び売上高から次のイに定める経費を控除した後の額が130万円未満であること、並びに住民税の所得割が課されていないこと。(所得割が0円であること)

イ 控除できる経費については次のとおりとする。

(ア) 原材料費及び商品原価、配偶者及び3親等内の親族(事実婚関係を含む)

以外の者を雇用した場合の人件費、修繕費は控除できる。

(イ) 光熱水費、地代家賃(貸主が親族である場合を除く)、荷造運賃、通信費については業種による必要性を勘案して組合が加除の判断をする。

(ウ) その他の経費は除外する。

ウ 個人事業者としての3年間の実績、将来にむかっの事業の継続性、収入減少の一過性、その他実態を総合的に審査のうえ判断する。

なお、3年間の実績については所得税確定申告書一式(青色申告事業者の場合は青色申告書も含む)の写しにより確認する。

(6) 配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱い

配偶者からの暴力を受けた者(以下「被害者」という。)に係る被扶養者の取扱いについては、「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日付保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき次により取扱うものとする。

ア 配偶者である組合員からの暴力を受けた被扶養者が、当該組合員の被扶養者から外れるに当たって、組合員自身から被扶養者を外す届出がなされなくても、被害者から婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書(以下「証明書」という。)を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができるものとする。

イ 当該証明書において、当該被害者の同伴者の記載がある場合は、同様に取扱うものとする。

ウ 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力

相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を受けている旨の証明書についても、証明書と同様の取扱いとする。

第3 被扶養者の資格付与日

1 組合が被扶養者として認定をした場合、その資格付与日は次のとおり事実発生日とする。ただし、組合員の資格を取得した日またはその事実が生じた日から30日を経過して所定の被扶養者申告がなされた場合は、原則として当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日とする。

- (1) 新たに組合員となったときは、組合員となった日
- (2) 出生のときは、出生の日
- (3) 婚姻のときは、婚姻届受理日または同居日のいずれか遅い日
- (4) 同居により扶養事実が発生したときは、同居の日
- (5) 退職のときは、退職日の翌日
- (6) 雇用保険の受給を終えたときは、支給終了日の翌日
- (7) その他事実が確認できる日をもって事実発生日とするが、確認できないときは所属所長が被扶養者申告書を受理した日とする。

2 前記1の当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日の取扱いについては、庶務事務システムを利用する所属所の者は、原則として審査に必要な書類をすべてそろえたうえで庶務事務システムに入力し、直ちに添付書類を庶務事務集中センターあて送付することにより、入力した日を被扶養者申告書受理日とする。このとき添付書類の証明日が入力日以降のものや添付書類の送付に必要以上の時間がかかったと判断できる場合はこの限りではない。

庶務事務システムによる入力が定められていない所属所の者は、原則として審査に必要な書類をすべて添付して提出し、所属所長が受理した日とする。

第4 被扶養者の資格喪失

被扶養者の資格喪失日は次のとおりとする。

- (1) 死亡したときは、死亡した日の翌日
- (2) 就職したことにより、他の健康保険制度の被保険者または共済組合員の資格と取得したときは、その資格取得日
- (3) 被扶養者と別居したときは、別居した日
- (4) 新たに年金受給権が発生し年金受給額が基準額以上であることが判明、または年金の改定により基準額以上になったことが判明したときは、当該年金に係る裁定通知書若しくは改定通知書の交付日の翌々日
- (5) 離婚によるときは、戸籍上における離婚が確定した日または事実上生計維持関係が成立していない別居の日のいずれか早い日
- (6) 雇用形態が臨時、パート、アルバイトであっても雇用契約書による年間収入及び交通費を除いた給与総支給額が基準額を超えると見込まれるときは、就労開始日とする。
- (7) 扶養状況調査（検認）による資格喪失日は第5によるものとする。

第5 扶養状況調査（検認）

組合は、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して具備していることの確認調査を随時実施する。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定の取消しをする。当該組合員はその事実に基づき申告し、組合員被扶養者証を速やかに組合に返納しなければならない。

一定の期間内に当該組合員から申告がなされない場合、組合は事実に基づき当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。正当な理由なく資格確認調査に応じない場合も、被扶養者資格の認定継続審査を受ける意思を放棄したものとみなし、組合は当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。

これに伴い、医療費等の返還が生じたときは組合員に請求し、組合員は支払わなければならない。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項が生じたときは別途協議する。

附則

- 1 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

父母等の被扶養者資格収入基準額

要件	父母の収入合計額	父(母)	判定	母(父)	判定
父母とも60歳未満または60歳以上で公的年金等受給なし	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
父または母のいずれかが障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者 もう一方の配偶者が60歳未満または60歳以上で公的年金等受給なし	310万円未満	年金受給者で180万円未満	○	130万円未満	○
		年金受給者で180万円未満	○	130万円以上	×
		年金受給者で180万円以上	×	130万円未満	○
	310万円以上		×		×
父母とも60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(注) 祖父母等の判定については、それぞれ読み替えてください。